

委員提出資料

目 次

- 王寺 直子 委員提出資料 . . . P . 1
- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 2
- 長田 朋久 委員提出資料 . . . P . 4
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 5
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 12
- 木村 義恭 委員提出資料 . . . P . 15

意見書

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加について

子ども・子育て支援法の条文内に子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加されようとすることに賛同する。現在の各自治体で行われている子ども・子育て支援の事業においては、ともすれば事業ごとが縦割りとなっており、相互に関係性を持つことができないという自治体が存在する。この事項が追加された際には各自治体において子ども・子育て分野が相互に関係し合い、各自治体の特性を生かしながらその地域の子どもを一緒になって支援できる仕組みを構築されていくことを強く望んでいる。

地域の子ども・子育て支援の相互連携の協力体制を築くためには、認定こども園の特性が十分に発揮されると考えられる。認定こども園を中心に据え、地域全体で子ども・子育て支援を行うことができる体制構築を願っている。

2. コロナ禍における地方版子ども・子育て会議の開催実態について

緊急事態宣言が発出され、自治体における多くの会議が中止や延期、開催方法の変更が行われているところである。地方版子ども・子育て会議においても同様であり、コロナ禍において集まるのが難しい中、書面やオンライン会議等により積極的に取り組んでいる自治体がある一方で、子ども・子育て会議を今年度一度も開催していない自治体が存在するようである。今年度は市町村事業計画策定後1年目でもあり、また、コロナ禍において自治体が子ども・子育てをどのように支援していくか大変重要な局面である。国におかれてはどうか自治体において子ども・子育て会議が実態に即した形で実施されるよう特段のご配慮いただきたい。

3. 新型コロナウイルス感染症等に係る保育環境改善等事業予算について

今年度第3次補正予算において「新型コロナウイルス感染症等に係る保育環境改善等事業予算」が国1/2、都道府県・市区町村1/2となった。再び緊急事態宣言が発出され、緊張状態にある施設において、衛生用品等の購入やICT化の整備を推進させるため助成金は必要不可欠である。どうか国会において第3次補正予算成立した際には速やかに各自治体にご周知いただき、この助成金が全国すべての自治体で実施され、すべての施設が受けることができるよう特段のご配慮をお願いしたい。

第 56 回子ども・子育て会議への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加として、「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」が条例改正案にあがりましたので、以下の調査研究報告をご紹介します。

地域子育て支援拠点における多機能的な取組の効果と課題について

1. 多機能的な取組による効果

(1) 入口効果

親子が日頃から利用する「ひろば」を「入口」として、他の子育て支援サービスの利用につながりやすいという効果

(2) 出口効果

利用者支援事業や一時預かり事業などの他のサービスから紹介されて「ひろば」につながるという「出口」としての効果

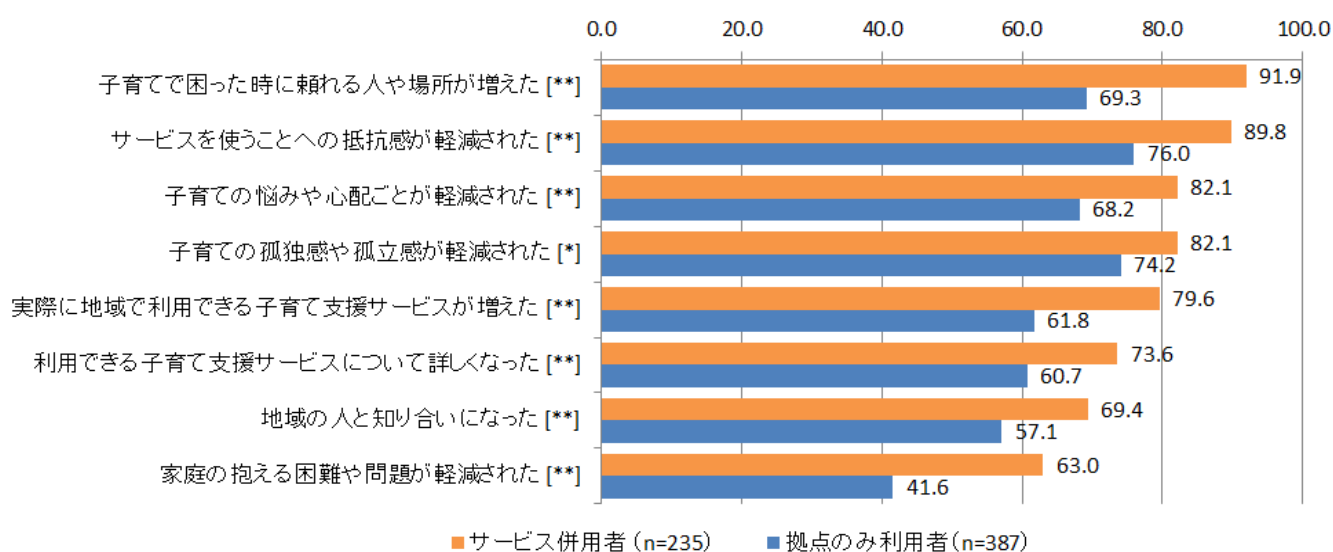
(3) 見守り（モニタリング）効果

地域子育て支援拠点は、利用者との日常的な会話を通して生活状況を把握しやすく、親子の様子を継続的に見守ることが他機関との連携においてモニタリングを担うのに適している。

(4) 支援の相乗効果

利用者に対する調査を通して、多機能的な取組を活用して複数のサービスを利用する「サービス併用者」のほうが、拠点のみの利用者比べて相対的に高い支援効果が見出された。

(図) 多機能的サービスの支援効果 (単位: %)



*p<.05 **p<.01

2. 多機能的な取組の課題

(1) 拠点内における多機能的な取組における情報共有・連携の必要性

日々のカンファレンス、個票の共有化などを通して、事業種別を超えた職員同士の情報共有や連携体制が求められる。

(2) 他機関・施設等との連携の必要性

「心配な家庭」や要支援家庭に対する包括的な支援では、行政の担当部署との綿密な連携が求められ、要保護児童対策地域協議会などとの関係が重要となる。

(3) 多機能化に伴う業務の負荷

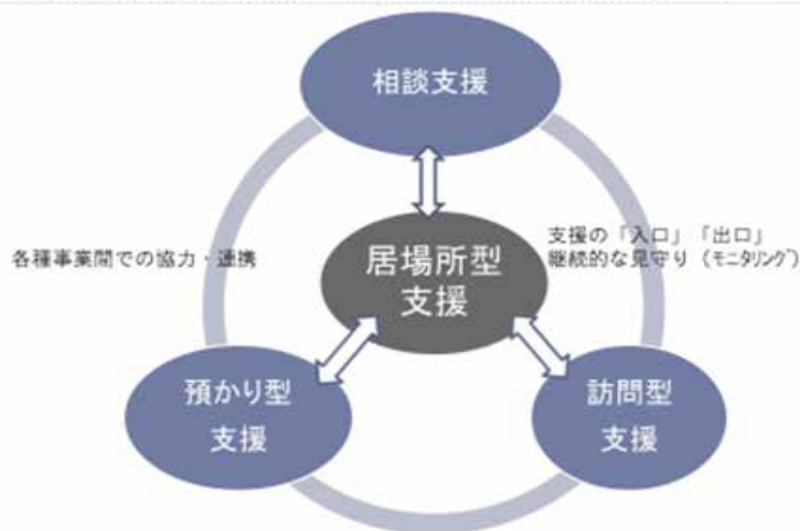
拠点施設内外との連携等に伴う業務の増加や、これらに対応する人員不足や時間不足が課題となっている。

(4) 研修の必要性

専門的な支援を要する家庭への対応について、研修等の機会の充実が課題として指摘された。

3. 地域子育て支援拠点における包括的支援

図：地域子育て支援拠点を中核とした包括的支援のイメージ



参考：

1 渡辺顕一郎・金山美和子・坂本純子・奥山千鶴子（2017）「多機能型子育て支援事業の実施状況等に関する質的調査の概要・結果・考察」『親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援拠点事業の実践状況等に関する調査研究報告書』

厚生労働省 平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（研究代表者：橋本真紀）

2 渡辺顕一郎・金山美和子（2018）「多機能を有する地域子育て支援拠点の取組が利用者にもたらす効果及び包括的な子育て支援事業の展開に果たす役割等に関する調査」『地域子育て支援拠点の質的向上と発展に資する実践と多機能化に関する調査研究報告書』

厚生労働省 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（研究代表者：坂本純子）

内閣府

子ども・子育て会議 御中

意見書

公益社団法人 全国私立保育園連盟

副会長 長田朋久

我々「公益社団法人 全国私立保育園連盟」は、全国約1万強の社会福祉法人を中心とした私立認可保育園・認定こども園等で組織する団体です。

さてこの度、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案につきまして以下のように意見を取りまとめましたので、ご高配ください。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加について

「市町村支援事業計画において定めるよう努めるべき任意的記載事項として、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加する」ことに賛同いたします。

2. 保育所等運営費に充てることができる事業主拠出金の割合の上限の引上げ

「事業主拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に引き上げる。」に賛同します。

保育所等の運営費は、働いている保護者のために、保護者に代わって保育所等で保育を行っている子どもの割合が圧倒的であり、結果、企業における雇用につながり、企業の発展の一助ともなっているため、公費のみならず、企業にも適切にご理解をいただき一定の負担を担っていただけることはとてもありがたいことです。この事が、いずれ社員等の子どもたちの健全な成長に寄与し、その次の社会を担っていくという重要な社会貢献活動ではないかと考えています。

3. 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

「従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。」に賛同いたします。

例えば、「プラチナくるみん認定」と「くるみん認定」助成額に差をつける等の工夫があると、プラチナへの移行のインセンティブになるかもしれません。

以上

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

シッターによる届出義務化が「ザル状態」になっていることについて
ーマッチング型事業者の届出未確認事案を踏まえてー

BUSINESS
INSIDER

BI PRIME ビジネス テクノロジー キャリア ライフスタイル 政治 ニュ

キッズライン、児童福祉法のシッター届出未 確認4年半。経沢社長「コンプライアンス第 一でなかった」



中野円佳 [ジャーナリスト]

Jan. 15, 2021, 04:00 PM | NEWS 23,529



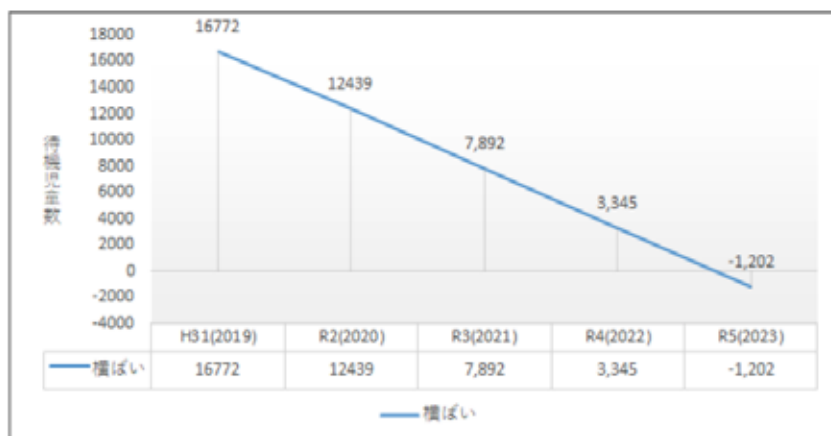
キッズライン経沢善保子社長。写真は、2020年9月のインタビュー時のもの。

- 1月15日の[ビジネスインサイダー誌](#)の報道によりますと、「ベビーシッターのマッチングプラットフォームのキッズラインで、4年半以上にわたり、児童福祉法上シッター個人に義務付けられている、都道府県等への届出を確認しないまま、届出対象年齢である7歳未満のシッティングをマッチングしていたことが明らかになった」とのことです。
- 児童福祉法の改正によって、2016年4月から、1日に1人以上児童を預かるベビーシッター事業者も、児童福祉法上の認可外保育施設として届出の対象になりました。今回の事案は、その法令を違反していたということになります。そうした状況のまま、同社は内閣府のシッター補助金の対象となっていました。
- 同誌は「そもそも補助金事業に対して、個人のベビーシッターは申請ができず、マッチング型事業者が認定をされているのは、事業者が審査等を経て安全性を担保しているとみなされているからではなかったのか。（中略）『認定の一時停止や取り消しができないのであれば、補助金事業自体が砂上の楼閣だったということではないか』『今回のキッズラインの届出未確認問題により、シッターによる届出の義務化は、ザル状態であったことが明るみに出たと言える』と指摘しています。
- こうした「ザル状態」について、内閣府はどのような対応を取るのか、対応策をお聞かせください。

企業主導型の新規園募集を停止することを検討してください

- 待機児童解消が一定程度効果を発揮し、このペースで待機児童が解消された場合、3年で待機児童は0になる推計となっています。

H29以降と同じペースで待機児童数が減少した場合、あと3年で待機児童ゼロに



- そうであるとしたら、待機児童解消を目的として設計された企業主導型保育は、その使命を終えたと考えても良いかと思うので、**新規園募集は止め、既存の園の質の向上等にリソースを振り向けていくべきではないか**と考えます。
- 一方で、一時保育・病児保育・ショートステイ・産後ケア・多胎児支援等、**地域の子育て資源はいまだに不足している**ことは明らかです。
- しかし、認可園や地域型保育と違って、13の子ども子育て支援事業については、自治体が手を挙げなければ実施することができず、自治体は予算制約や優先順位などから、**積極的に整備を行ってきたとは言い難い**状況です。
- そこで、**企業主導型の新規園募集を停止することで生まれる予算的な余白を用いて、これまで整備が進まなかった地域の子育て支援を行うことはできない**でしょうか？その際は現状の13事業のように自治体のやる気に左右されてしまう仕組みではなく、**企業主導型の良い点であった、自治体を介さず、事業者の希望で事業を始められる仕組みを踏襲することで、スピード感を持って整備を進めることができるのではないか**、と考えます。

特区小規模保育を全国でできるようにしてください。

- 堺市等で行われている3~5歳の特区小規模保育ですが、当該自治体の方々にヒアリングを行うと、有用性を感じていらっしゃる、今後についても期待度が高いことが伺えます。
- 今後、全国的に少子化が進む中、人口減少地帯では既存の認可保育園のインフラを維持できなくなる地域が多発してくる考えられます。そうなった際に、0~2歳の小規模認可保育園と連携する形で、3~5歳の小規模認可園という選択肢があることで、保育インフラを維持していける可能性が見えてきます。
- よって、3~5歳の小規模認可保育園を**国家戦略特区だけでなく、全国でできるように**することを検討して頂きたいです。

「在宅勤務の場合、自宅保育をしてほしい」という自治体の独自要請をやめさせてください。

荒川、世田谷・渋谷・目黒区では、保育園の登園自粛要請が出ています。

- 登園自粛の建前は「家で保育できる人だけ」ですが、実際は育休中だったり在宅勤務可能な家庭が預けられなくなっています。

子どもを見ながらの在宅勤務は不可能です。さらに毎日通っている園からの「協力のお願い」は容易に「ほぼ強制」に転嫁し得ます。

- 保護者としては、園から「保育士さんの感染を防ぐためにご協力ください」と言われたら従うしかありません。保護者たちは、そうした弱い立場に置かれやすいことを自治体はどれだけ認識しているのでしょうか。
- 保育園で働く職員の感染を防ぐことももちろん大切です。しかし、それでもなお登園自粛要請には慎重になるべきです。保護者を追い込み、精神的に不安定にさせれば、そのリスクは子どもにいきます。
- 既にFAQ等出していようかと思いますが、根拠が薄弱な自治体独自の登園自粛を再検討するよう、厚労省から通知等出して頂けると幸いです。

保育所運営にかかわる本部所属の職員の人件費も、拠点区分の経費として認めてください。

- 江東区の認可保育所の指導検査にて、拠点に属さない職員（本部所属）の給与等を人件費として計上したことについて、あくまでも拠点区分外の経費とする改善依頼（口頭）がありました。
- 指導検査基準では、委託費の人件費の使徒範囲について「保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの」とされています。
- 保育所の委託費の請求業務や取引先への支払業務、園児が使うシステムの保守等に従事する本部職員の処遇に関わる経費についても、「保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの」に該当します。
- 本来は拠点内で実施すべき業務を多数の拠点を運営する強みから集中管理しているにすぎず、その所属の有無に関わらず拠点運営の経費として計上されるのが適切と考えます。
- もし、このような業務に従事する職員の人件費を拠点区分外の経費とすると、不当に人件費比率が低くなってしまい、実態と乖離してしまいます。

- 多様な運営形態があることを鑑み、保育所運営にかかわる本部所属の職員の人件費を拠点区分の経費として認めていただけるよう、指導監査実施要綱の改定をお願いいたします。

保育士の働き方改革において、副業・兼業として複数の認可保育施設での勤務が可能になるよう、各自治体へ通知の発出をお願いします。

- 令和2年7月時点で保育士の全国の有効求人倍率は2.29倍、全職種は1.05倍。全職種平均の倍以上となっているなど、多くの施設で保育の担い手の確保がますます困難になっております。
- その原因の一つに、保育士の働き方の画一的な運用があろうかと思えます。多くの自治体において指導監査での縛りが厳しく、解釈も定まらない状況があります。
- その一つとして、複数の認可保育施設に所属することができるか、という問題があります。例えば、保育園Aの常勤職員（月160時間勤務）が、労働時間が被らない就業時間に保育園Bで短時間勤務（月12時間勤務）する場合に、保育園Aは常勤、保育園Bでは非常勤職員として月次の各自治体への公定価格職員配置報告へ記載し、所属させることに関して、いまだ多くの自治体では許されておりません。
- 町田市では、「複数の施設での勤務は可能です。ただし、その場合、当該職員を法人では常勤職員として採用したとしても、法令上の施設ごとの職員配置の考え方では、どちらの園でも非常勤職員扱いとなります。」と示されております。
- 各自治体における指導では、同法人内でも、他法人でも、複数所属を認められないと指導しているケースが多いようです。
- 昨今の働き方改革において、「副業・兼業」なども積極的に取り組むよういわれておりますが、保育士においても可能になってしかるべきと考えます。副業・兼業を行う理由は、収入を増やしたい、1つの仕事だけでは生活ができない、自分が活躍できる場を広げる等様々ですが、保育士の過度な長時間労働などを招かないよう留意しつつ、保育現場においても、その希望に応じて複数施設で副業・兼業が行える環境を整備すべきと考えます。
- 法的には問題がないと思われまますので、上記のような保育士の働き方について自治体に通知を出していただけますようお願いいたします。

東京都都市部における公定価格の「賃借料加算」について、金額の算定基準を見直していただくことをお願いします。

- 東京都都市部において、公定価格で定められている「賃借料加算」が金額的に実態と大きく乖離している実態があります。これは、東京都の財源で5年の期限付きで加算の上乗せを行っていることから明らかです。
- 自治体の財源を使わなくてはならない現状のため、「5年」という時限付きでしか上乗せされません。そのため、5年を超えると法人が持ち出すなどの方策を取らなければ賃料を賄えないケースが続出しています。
- 5年後に賃料が安くなるという社会情勢でもないことから、このことが理由で保育所整備が進まない地域もあり、整備されたとしても非常に不安定な見通しでの運営を余儀なくされております。
- 保育所の運営は5年では終わりません。改修型であっても最低10年は運営するよう自治体からは約束を求められています。
- そもそも、東京都の公定価格上の賃借料加算の金額設定に無理があるためこのような状況になっていると思われるため、算定基準の見直しを求めます。

コロナ禍における処遇改善 キャリアアップ研修について。

- 保育士は、処遇改善 の適用を受けるため、キャリアアップ研修を受けることが必要になっています。しかし、コロナ禍の影響で特に2020年度は各実施主体とも「ソーシャルディスタンス」への配慮により、受講定員を減らしてきており、希望しても受講がかなわないことが増えています。
- 「受けたくても受けられない」という状況に鑑み、現在の実施体制や要件を抜本的に変革をしていただきたく思います。
- 例えば、受講機会・受講主体を増やすこと、そして処遇改善 の講座受講要件のさらなる延長・緩和などをお願いいたします。

増大する事務経費への対応

- 子ども子育て新制度施行後、制度の安定と引き換えに認可申請をはじめ、記録、保存書類の作成、会計処理財務諸表への対応、第三者評価、請求業務、各種契約業務、監査対応など事務処理が明らかに増大し、施設長や事務職員への負担は増すばかりになっております。
- 各施設で負担する会計業務などの外部委託や、労務管理、規定類の整備などにかかる費用なども看過できない状態となってきております。
- つきましては、事務量増加に対する正規職員雇用補助や専門家に委託できる補助の創設をするか、それができないならば、事務量を減らすための対行政書類の抜本的な簡素化、巡回指導や監査の改善などを希望いたします。

第56 回 傘ども・傘育て会議 意見書

全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 水谷 豊三

関係機関相互の連携とは

資料1の1頁「子ども・子育て支援法の一部改正案」の記載には、「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども子育て支援の事業を行う関係機関相互の連携推進に関する事項を追加する。」となっている。この関係機関の中には、幼稚園も含まれると考えられるが、幼稚園と他の関係機関との間で、具体的にはどのような形の連携が想定されているのか。また、市町村は幼稚園を含めた関係機関とどのように関わることが期待されているのか、具体的に例示していただきたい。

新子育て安心プラン関係

(1) 受け皿整備について

令和3年度から4年をかけて14.1万人の受け皿整備の概要となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響や経済状況の変化によって、女性就労率が目標値としている82%に届きにくかったり、受け皿整備の進捗が遅れたりすることもあるかもしれない。

そういうことも勘案し、自治体の計画変更を適切にフォローアップするなど、保育の受け皿が供給過剰とならないような年度ごとの受け皿整備をきめ細かく進めていただくことを願っています。

(2) 地域のあらゆる子育て資源の活用(参考資料1の6ページ)

新子育て安心プランにおいて、「幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育」が盛り込まれており、私立幼稚園として積極的に貢献していきたいと考えています。一方、預かり保育への支援については、一時預かり事業(幼稚園型)がありますが、先日の子ども・子育て会議で文科省から報告があったとおり、本事業を実施している市区町村は6割にとどまっています。また、実施率については、新制度園が7割である一方、新制度未移行園は7%にとどまっています。未移行園が一時預かり事業(幼稚園型)を市区町村から受託するケースが少ないのは、未移行園が一時預かり事業(幼稚園型)を受託することができるということを知らないケースやそもそも市区町村がこの事業を実施しないケースも6割以上あるということも大きな要因と言えます。

新子育て安心プランを実行していく上で、新制度未移行幼稚園が一時預かり事業(幼稚園型)を積極的に受託できるよう、国や自治体が啓発や誘導的案内を積極的に推進すれば更なる地域資源の活用につながると思われます。

(3) 保育の受け皿に対する人材確保

14.1万人の保育の受け皿に対して2万人程度の保育士需要が新たに発生します。

これに対する対策として、保育教諭等要請に係る学費の奨学金制度で、保育業務につけば変換免除という対策も自治体等を含めて講じていただいておりますが、これを受験する前の高校の段階で周知を図らなければ制度利用が有効に活用されないと考えます。養成校に就学している学生に対しても周知できていないことがありますので、大学等の受験前の高校の段階での啓発を積極的に進めていただく

べきではないでしょうか。

自治体説明会の充実を

新型コロナ対策の累次の補正予算編成や、子ども・子育て支援法施行後5年後見直しにおける公定価格の各種加算額の増額、加算要件の緩和、一時預かり事業の障がい児受入れ単価の新設、その他の一時預かり事業の充実など、子育て支援の充実を図っていただいていることにまず感謝申し上げます。

しかし、補正予算の関係では、園からの問い合わせに対応できない自治体が多く、コロナで文書通知のみになっているなど、自治体から事業所への説明が十分になされていないケースも多いように思われます。

また、5年後見直しについては、今年度（令和2年度）からの実施といえども、市区町村は当初予算を補正したり、補助要項を改訂あるいは新設する必要から、短期間での作業が必要であり、現時点でも具体的な実施に至っていない市区町村は多くあり、更には令和3年度に予算や事業にも組み入れられていないケースも少なくありません。

また施設側から5年後の見直しとなった加算や要件弾力化などについて説明を求めても答えられない自治体も少なからずあるほか、市区町村から私たち施設側への園長会や文書等での5年後見直しについての説明等があるはずですがなかなか行えていない地域もあるようです。

したがって、国による自治体向け周知の充実が必要です。今のままでは、国の施策は充実しても、市区町村では具体化が遅れたり、未実施になる懸念が出ています。

そこで、「予算編成過程で検討」という性格上、容易ではないと思いますが、夏や秋の段階で予算要求の方向性を頭出ししたり、せめて予算案確定後のその後の説明会を充実することが必要ではないでしょうか。

文書や動画での自治体向け説明など工夫されていると思いますが、対面や同時双方向により、参加している自治体と国の担当者が双方向でQ&Aも行えるよう工夫する説明会では市区町村の理解は深まり、自治体向けQ&Aも更に深く現実的な質問も多く出てくると思います。

こうした国からの説明により自治体が補助要項を作成する一助になります。

リモート会議方式のようなものを積極的に実施していただだけでも自治体の理解は進みますのでよろしく願いいたします。

アレルギー対応調理士加算の新設について

アナフィラキシーショックを起こすような食物アレルギーをもつ児童への給食提供では、調理段階から食べ物だけでなく調理器具を特別に用意し、アレルギー対応の調理員を別途配置することが必要となります。

こうしたケースに対して市の単独財源を拠出して食物アレルギー対応のための調理員を配置する加算を設定しているケースもありますが、国の公定価格においても、例えば、加算項目として食物アレルギー対応調理員加算の新設等により、国としても措置していただくことを希望します。

重度の食物アレルギーは児童にとって生命にかかわる問題となりますので、よろしく願いいたします。

コロナ対策補助事業は、園の規模別による交付額の配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策として緊急包括支援交付金を交付していただいていることは、感染防止に大いに役立っていることであり、改めて感謝いたします。

また新制度園だけでなく、すべての種別の乳幼児施設に交付されていることも感染防止策として役立っていますが、園児数や保育室数の多い規模の大きい施設ほど園児ひとりあたりに対して手薄な対応になることが避けられません。

施設規模に応じた交付金額となるようご配慮ください。

以上

意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

新型コロナウイルスの陽性者が全国規模で増加している今般、緊急事態宣言が発令され、いつでも・誰が感染してもおかしくないほど状況に危機感を感じながらも、保育現場ではエッセンシャルワーカーの方々が最前線で活躍できるよう必死に保育に勤めており、それを制度や財政支援して頂いていることに感謝申し上げます。

これからの状況等を踏まえ、下記の事項についてご確認頂けますよう、また意見を申し添えさせていただきますので、宜しくお願い致します。

○ 児童手当に関して

限られた財源のなかで質の向上を図るとともに様々な制度改革を進めるためには児童手当の特例給付について高所得者を対象外とすることは理解できます。

その中、世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断されることは多くの方々への影響を配慮されたことに感謝申し上げます。

実施時期が令和4年10月支給分からの適用となることを考え、丁寧な説明と広くご理解いただける対応をお願い致します。

○ 不妊治療と仕事の両立について

「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日)」の閣議決定を受けて、不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主の支援と環境整備の推進が求められております。

不妊治療を希望するすべての人が、社会的理解を得られるように丁寧な企業等への説明と治療に伴う休職制度(休みやすい制度設計)及び社会的後押しする財政補償等(企業及び不妊治療希望者の給与補償等)企業と治療希望者が安心して仕事の両立ができる環境整備をお願いいたします。

また、どの地域でも同じ医療が受けられるように医療体制の整備も併せてお願いいたします。